

3月30日 食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(2) 報告事項

① 農薬等

・イミダクロプリド（適用拡大申請）	．．．．．	1～10
・クロフェンテジン（暫定基準の見直し＋インポートトレランス申請）	．．．．．	11～18
・ニテンピラム（暫定基準の見直し＋適用拡大申請）	．．．．．	19～24
・パクロブトラゾール（適用拡大申請）	．．．．．	25～28
・ファモキサドン（適用拡大申請）	．．．．．	29～34
・フェンピラザミン（適用拡大申請＋インポートトレランス申請）	．．．．．	35～38
・フルジオキサニル（適用拡大申請＋インポートトレランス申請）	．．．．．	39～46
・ボスカリド（適用拡大申請）	．．．．．	47～56
・酢酸メレンゲステロール（暫定基準の見直し）	．．．．．	57～59
・スピラマイシン（暫定基準の見直し）	．．．．．	60～63

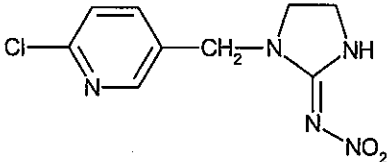
② 食品添加物

・炭酸カルシウム（使用基準改正）	．．．．．	64～65
・ステアリン酸マグネシウム（使用基準改正）	．．．．．	66～68

③ 清涼飲料水の試験法の改正について	．．．．．	69～72
--------------------	-------	-------

}

イミダクロプリド (Imidacloprid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	クロロニコチニル系殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経伝達を遮断するなどの作用により殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	稲/ツマグロヨコバイ 等										
我が国の登録状況	農薬：稲、豆類等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	2001年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は穀類、いも類等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてうり科野菜、かんきつ類等に、カナダにおいてきゅうり、ラズベリー等に、EU において穀類等に、豪州においてうり科野菜、かんきつ類等に、ニュージーランドにおいてレタス等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.057 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌投与) 無毒性量 5.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 0.1mg/kg 体重 [設定根拠①] 一般薬理試験 (マウス・強制経口) 無毒性量 10 mg/kg 体重 安全係数 100</p> <p>[設定根拠②] 一般薬理試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 10 mg/kg 体重 安全係数 100</p> <p>[設定根拠③] 急性毒性試験 (マウス・強制経口) 無毒性量 10 mg/kg 体重 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはイミダクロプリドとし、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物とする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1904 1404 2128"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>65.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>45.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	38.0	幼小児 (1~6歳)	65.3	妊婦	32.4	高齢者 (65歳以上)	45.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	38.0										
幼小児 (1~6歳)	65.3										
妊婦	32.4										
高齢者 (65歳以上)	45.0										

	<p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>
意見聴取の状況	<p>平成 29 年 1 月 24 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 29 年 3 月 1 日~3 月 30 日にパブリックコメントを実施</p> <p>今後、WTO 通報を実施予定</p>
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値*		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	1	○			0.22,0.31(\$)(#)
小麦	0.2	0.05	○・申	0.05		<0.005,0.032(\$)(#)
大麦	0.04	0.05		0.05		
ライ麦	0.04	0.05		0.05		
とうもろこし	0.05	0.05	○	0.05		<0.01,<0.01(#)
そば	0.04	0.05		0.05		
その他の穀類	3	3	○	0.05		1.07,1.30(キノア)
大豆	3	3	○	2	4.0: 米国	【0.029-2.04(#)(n=24)(米国)】
小豆類	3	3	○	2	4.0: 米国	【米国いんげん(0.133-1.120(#)(n=11)), えんどう(0.138-1.030(#)(n=6))】
えんどう	3	3	○	2	4.0: 米国	【米国いんげん、えんどう参照】
そら豆	3	3	○	2	4.0: 米国	【米国いんげん、えんどう参照】
らっかせい	0.7	0.7	○	1		
その他の豆類	3	3	○	2	4.0: 米国	【米国いんげん、えんどう参照】
ばれいしょ	0.4	0.5	○	0.5		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.4	0.4	○	0.5		
かんしょ	0.4	0.4	○	0.5		
やまいも(長いもをいう。)	0.4	0.4	○	0.5		
こんにやくいも	0.4	0.4	○	0.5		
その他のいも類	0.4	0.4		0.5		
てんさい	0.4	0.4	○	0.5		
さとうきび	0.04	0.04			0.05: 豪州	【<0.02,0.02(豪州)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4	0.4	○	0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	4	4	○	5		
かぶ類の根	0.4	0.4	○	0.5		
かぶ類の葉	3	3	○		4.0: 米国	【米国ラディッシュ・葉(0.534-2.744(#)(n=4)), ビート・葉(1.40-3.78(n=5))】
西洋わさび	0.4	0.4		0.5		
クレソン	3	3			3.5: 米国	【米国レタス・外葉あり(0.05-2.13(#)(n=19)), レタス・外葉なし(0.05-0.72(#)(n=19)), リーフレタス(<0.05-2.61(#)(n=22)), ほうれんそう(2.84,4.82(#))】
はくさい	0.5	0.5	○			0.05,0.13(\$)(#)
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		0.05,0.16(#)
芽キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		<0.2-0.5(n=6)
ケール	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録(農林水産省からの理由書による要請)
こまつな	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録(農林水産省からの理由書による要請)
きょうな	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録(農林水産省からの理由書による要請)
チンゲンサイ	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録(農林水産省からの理由書による要請)
カリフラワー	0.4	0.4		0.5		
ブロッコリー	5	5	○	0.5		0.40,2.30(\$)
その他のあぶらな科野菜	5	5	○	0.5		だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録(農林水産省からの理由書による要請)
ごぼう	0.4	0.4	○	0.5		
サルシフィー	0.4	0.4		0.5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値*		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
アーティチョーク	2	2			2.5	米国 【1.060,1.638,1.886(米国)】
チコリ	3	3			4.0	米国 【米国ラディッシュ・葉、ビート・葉 参照】
エンダイブ	5	5	○			2.21,2.26(#)
しゅんぎく	3	3			3.5	米国 【米国ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3	○	2	3.5	米国 【米国レタス・外葉あり、レタス・外 葉なし、リーフレタス、ほうれんそう 参照】
その他のきく科野菜	5	5	○	0.5		0.4,2.6(\$)(すいげんじな)
たまねぎ	0.07	0.07	○	0.1		
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○	0.05		0.04,0.22(\$)(葉ねぎ)
にら	0.7	1	○			0.19,<0.4
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.14,0.30
わけぎ	2	2	○			0.7,1.0
その他のゆり科野菜	0.2		申			<0.05,<0.05(にら花茎)
にんじん	0.4	0.4	○	0.5		
パースニップ	0.4	0.4	○	0.5		
パセリ	3	3	○			1.3,1.4
セロリ	4	4	○	6		
みつば	5	5	○			2.50,2.77
その他のせり科野菜	4	4	○	0.5	6.0	米国 【米国セロリ(0.13-5.62(#)(n=12))】
トマト	2	2	○	0.5		0.24,0.52(\$)(#)(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○	1		0.46,1.49(\$)
なす	2	2	○	0.2		0.32,0.61(\$)
その他のなす科野菜	5	5	○	1		1.2,1.6(\$)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	1		0.16,0.42(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1	○	1		きゅうりの残留値にて緊急登録 (農林水産省からの理由書による 要請)
しろりり	1	1	○			きゅうりの残留値の2倍にて 緊急登録 (農林水産省からの理由書による 要請)
すいか	0.5	0.5	○			0.02,0.11(\$)(#)
メロン類果実	0.2	0.4	○			0.03,0.03
まくわり	0.1	0.4	○			<0.02,<0.02
その他のうり科野菜	1	1	○	0.5		0.16,0.42(\$)(にがうり)
ほうれんそう	15	15	○			0.82-8.68(n=5)
オクラ	0.7	0.7	○			0.12,0.21(\$)
しょうが	0.3	0.3			0.4	米国 【米国ばれいしよ(<0.05-0.28 (#)(n=19))、ラディッシュ・根部 (<0.05-0.13(#)(n=4))、にんじん・根 部(<0.05-0.0896(#)(n=6))】
未成熟えんどう	4	4	○	5		
未成熟いんげん	3	3	○	2	4.0	米国 【米国いんげん、えんどう参照】
えだまめ	3	3	○		4.0	米国 【米国いんげん、えんどう参照】
その他の野菜	5	5	○	5		<0.5,1.8,2.9(アマランサス(莖葉))、 2.09,2.42(食用かえで(葉))、 1.70,2.01(ふだんそう)
みかん	0.3	0.3	○			0.02,0.06(温州みかん)
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○	1		
レモン	0.7	0.7	○	1		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	1		
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	1		
ライム	0.7	0.7	○	1		
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	1		
りんご	0.5	0.5	○	0.5		0.12,0.20
日本なし	0.7	0.7	○	1		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値*		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
西洋なし マルメロ	0.7 0.4	0.7 0.5	○	1	0.6 米国	【米国りんご(<0.05-0.74(#)(n=11))、なし(0.25-0.53(n=7))】
びわ	0.5	0.5	○			0.02,0.04,0.18(\$)(有袋)
もも ネクタリン	0.5 2	0.5 2	○ ○	0.5	3.0 米国	0.140,0.195 【米国酸味おうとう(0.929-2.544(#)(n=4)、甘味おうとう(0.243-0.630(#)(n=8))】
あんず(アプリコットを含む。)	2	2	○	0.5	3.0 米国	【米国酸味おうとう、甘味おうとう参照】
すもも(ブルーンを含む。)	2	2	○	0.2	3.0 米国	【米国酸味おうとう、甘味おうとう参照】
うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.3 2	0.3 2	○	0.5	3.0 米国	0.06,0.07 【米国酸味おうとう、甘味おうとう参照】
いちご	0.4	0.5	○	0.5		
ラズベリー	4	4		5		
ブラックベリー	4	4		5		
ブルーベリー	4	4		5		
クランベリー	0.04	0.04		0.05		
ハックルベリー	4	4		5		
その他のベリー類果実	4	4		5		
ぶどう	3	3	○	1		0.256,1.338(\$)
かき	1	1	○			0.28,0.35
バナナ	0.04	0.04		0.05		
キウイ	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05
パパイヤ	0.7	0.7			1.0 米国	【<0.19,0.22,0.59(米国)】
アボカド	0.7	0.7			1.0 米国	【米国パパイヤ参照】
グアバ	0.7	0.7			1.0 米国	【0.126-0.400(n=4)(米国)】
マンゴー	1	1	○	0.2		0.45,0.49
パッションフルーツ	0.7	0.7	○			0.15,0.28
その他の果実	4	4	○	5		
ひまわりの種子	0.04	0.04		0.05		
ごまの種子	0.05		申			<0.01,<0.01
べにばなの種子	0.04	0.04			0.05 米国	【米国ひまわり(<0.05(#)(n=6))】
綿実	4	4			6.0 米国	【0.17-2.51(#)(n=19)(米国)】
なたね	0.04	0.04		0.05	0.05 米国	【<0.05(n=6)(米国)】
その他のオイルシード	0.04	0.04			0.05 米国	【米国なたね参照】
ぎんなん	0.05	0.05	○	0.01		<0.005,0.01
くり	0.05	0.05	○	0.01		<0.01,<0.01
ペカン	0.04	0.04		0.01	0.05 米国	【米国ペカン(<0.01-<0.05(n=18))、アーモンド(<0.01(n=5))】
アーモンド	0.04	0.04		0.01	0.05 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
くるみ	0.04	0.04		0.01	0.05 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.04	0.04		0.01	0.05 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	10	10	○			3.84,3.98(荒茶)
コーヒー豆	0.7	0.7		1		
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.05	0.05				【0.011,0.023,0.030(EU)】
ホップ	7	7		10		
その他のスパイス	5	5	○	5		1.08,2.28(\$)(温州みかん・果皮)
その他のハーブ	15	15	○	0.5		7.8,9.6(やなぎたで)
牛の筋肉	0.3	0.3		0.1	0.30 米国	【推:0.052】
豚の筋肉	0.3	0.3		0.1	0.30 米国	【牛の筋肉参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値*		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3	0.3		0.1	0.30: 米国	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.3	0.3		0.1	0.30: 米国	【推:0.030】
豚の脂肪	0.3	0.3		0.1	0.30: 米国	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3		0.1	0.30: 米国	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.3	0.3		0.3		【推:0.228】
豚の肝臓	0.3	0.3		0.3		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3		0.3		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.3	0.3		0.3		【推:0.145】
豚の腎臓	0.3	0.3		0.3		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3		0.3		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.3	0.3		0.3		【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.3	0.3		0.3		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3		0.3		【牛の肝臓参照】
乳	0.1	0.1		0.1		【推:0.060】
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02		推:0.003
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.02	0.02				推:0.001
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.05	0.1		0.05		推:0.023
その他の家きんの肝臓	0.05	0.1		0.05		(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.05	0.1		0.05		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.05	0.1		0.05		(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.05	0.1		0.05		(鶏の肝臓、腎臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.05	0.1		0.05		(鶏の肝臓、腎臓参照)
鶏の卵	0.02	0.02		0.02		推:0.008
その他の家きんの卵	0.02	0.02		0.02		(鶏の卵参照)
小麦粉(全粒粉を除く。)		0.02		0.03		
小麦ふすま		0.2		0.3		
とうがらし(乾燥させたもの)		7		10		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

加工食品である小麦粉(全粒粉を除く。)、小麦ふすま及びとうがらし(乾燥させたもの)については、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPPRにおいて、0.5(小麦粉(全粒粉を除く。))、3.5(小麦ふすま)及び7(とうがらし(乾燥させたもの))と評価されている)。

※国際基準及び海外基準を引用する食品については、規制対象の差を勘案するために、植物代謝試験データより各作物の換算係数0.7と算出し、国際基準または海外基準に換算係数を乗じて基準値を設定している。

イミダクロプリド

食品名	残留基準値	
		ppm
米(玄米をいう。)	1	※今回基準値を設定するイミダクロプリドとは、農産物にあつてはイミダクロプリドをいい、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリドに換算したものの和をいう。
小麦	0.2	
大麦	0.04	
ライ麦	0.04	
とうもろこし	0.05	
そば	0.04	
その他の穀類 ^{注1)}	3	
大豆	3	
小豆類 ^{注2)}	3	
えんどう	3	
そら豆	3	
らっかせい	0.7	
その他の豆類 ^{注3)}	3	
ばれいしょ	0.4	注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
さといも類(やつがしらを含む。)	0.4	
かんしょ	0.4	
やまいも(長いもをいう。)	0.4	
こんにやくいも	0.4	
その他のいも類 ^{注4)}	0.4	
てんさい	0.4	注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
さとうきび	0.04	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4	注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	4	
かぶ類の根	0.4	
かぶ類の葉	3	
西洋わさび	0.4	
クレソン	3	
はくさい	0.5	
キャベツ	0.5	
芽キャベツ	0.5	
ケール	5	
こまつな	5	
きょうな	5	
チンゲンサイ	5	
カリフラワー	0.4	
ブロッコリー	5	
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	5	
ごぼう	0.4	
サルシフィー	0.4	
アーティチョーク	2	
チコリ	3	
エンダイブ	5	
しゅんぎく	3	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	
その他のきく科野菜 ^{注6)}	5	
たまねぎ	0.07	注7)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	
にら	0.7	

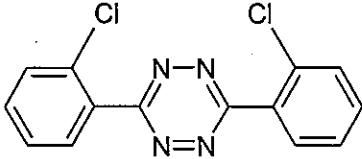
食品名	残留基準値	
	ppm	
アスパラガス	0.7	
わけぎ	2	
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.2	注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん	0.4	
パースニップ	0.4	
パセリ	3	
セロリ	4	
みつば	5	
その他のせり科野菜 ^{注8)}	4	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	2	
ピーマン	3	
なす	2	
その他のなす科野菜 ^{注9)}	5	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	
しろり	1	
すいか	0.5	
メロン類果実	0.2	
まくわうり	0.1	
その他のうり科野菜 ^{注10)}	1	注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう	15	
オクラ	0.7	
しょうが	0.3	
未成熟えんどう	4	
未成熟いんげん	3	
えだまめ	3	
その他の野菜 ^{注11)}	5	注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.3	
なつみかんの果実全体	0.7	
レモン	0.7	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	
グレープフルーツ	0.7	
ライム	0.7	
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	0.7	注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	0.5	
日本なし	0.7	
西洋なし	0.7	
マルメロ	0.4	
びわ	0.5	
もも	0.5	
ネクタリン	2	
あんず(アブリコットを含む。)	2	
すもも(ブルーンを含む。)	2	
うめ	0.3	
おうとう(チェリーを含む。)	2	
いちご	0.4	
ラズベリー	4	
ブラックベリー	4	

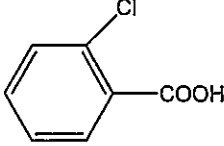
食品名	残留基準値	
	ppm	
ブルーベリー	4	
クランベリー	0.04	
ハックルベリー	4	
その他のベリー類果実 ^{注13)}	4	注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	3	
かき	1	
バナナ	0.04	
キウイ	0.2	
パパイヤ	0.7	
アボカド	0.7	
グアバ	0.7	
マンゴー	1	注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
パッションフルーツ	0.7	
その他の果実 ^{注14)}	4	
ひまわりの種子	0.04	
ごまの種子	0.05	
べにばなの種子	0.04	
綿実	4	
なたね	0.04	
その他のオイルシード ^{注15)}	0.04	注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
ぎんなん	0.05	
くり	0.05	
ペカン	0.04	
アーモンド	0.04	
くるみ	0.04	
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.04	注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
茶	10	
コーヒー豆	0.7	
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.05	
ホップ	7	注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注17)}	5	
その他のハーブ ^{注18)}	15	
牛の筋肉	0.3	注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
豚の筋肉	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.3	
牛の脂肪	0.3	注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の脂肪	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	
牛の肝臓	0.3	
豚の肝臓	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	
牛の腎臓	0.3	
豚の腎臓	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	
牛の食用部分 ^{注20)}	0.3	注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	
乳	0.1	

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クロフェンテジン (Clofentezine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬/殺ダニ剤
作用機構	テトラジン骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構は不明であるが胚の発育時にクチクラ形成を阻害するものと考えられている。
適用作物/適用品害虫等	りんご/ハダニ類 等
我が国の登録状況	農薬：りんご、もも等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	<p>2005年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定され、ARfDは設定の必要なしとされている。国際基準はかんきつ類、トマト等に設定されている。</p> <p>米国、EU、カナダ、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、かき等に、EUにおいていちご、バナナ等に、カナダにおいてアーモンド、もも等に、豪州においてりんご、ホップ等に、ニュージーランドにおいてりんご、なし等に基準値が設定されている。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.017 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 1.70 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併行試験において雄で甲状腺ろ胞細胞腫瘍の発生頻度が増加したが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>また、評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で弱陽性の結果が得られたが、<i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、クロフェンテジンには生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。</p> <p>ARfD: 設定の必要なし</p> <p>クロフェンテジンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>

<p>基準値案</p>	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはクロフェンテジンとし、畜産物にあつてはクロフェンテジン及び臭化水素酸によつて2-クロロ安息香酸に変換される代謝物とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>2-クロロ安息香酸</p> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="560 611 1401 835"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>58.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>37.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	29.3	幼小児 (1~6歳)	58.5	妊婦	25.0	高齢者 (65歳以上)	37.2
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	29.3										
幼小児 (1~6歳)	58.5										
妊婦	25.0										
高齢者 (65歳以上)	37.2										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成29年1月24日に在京大使館への説明を実施 平成29年3月1~30日にパブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙2のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.05				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.05				
小豆類		0.2				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.05				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト	0.5	1.0		0.5		<
ピーマン		0.2				
なす		1.0				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	1.0		0.5		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.2				
しろうり		0.02				
すいか		0.05				
メロン類果実	0.05	0.2				【<0.01-<0.05(n=9)(EU)】
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.04				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		1.0				
なつみかんの果実全体	0.5	0.5		0.5		
レモン	0.5	0.5		0.5		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.5		0.5		
グレープフルーツ	0.5	0.5		0.5		
ライム	0.5	0.5		0.5		
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5		0.5		
りんご	1	1.0	○	0.5		0.22,0.46
日本なし	0.7	0.5	○	0.5		0.19,0.26
西洋なし	0.7	0.5	○	0.5		(日本なし参照)
マルメロ	0.5	0.5		0.5		
びわ	0.5	0.5		0.5		
もも	0.2	0.2	○			0.02, 0.03(\$)
ネクタリン	0.5	0.2		0.5		
あんず(アプリコットを含む。)	0.5	0.2		0.5		
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.2		0.5		
うめ	0.5	0.2		0.5		
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.2	○	0.5		
いちご	2	2.0		2		
ラズベリー		2.0				
ブラックベリー		2.0				
ブルーベリー		2.0				
クランベリー		2.0				
ハuckleベリー		2.0				
その他のベリー類果実	0.2	2.0		0.2		
ぶどう	2	1.0		2		
かき	0.05	0.02		0.05	米国	【0.03(n=3)(米国)】
バナナ	2	0.01	IT	2	EU	【0.17-0.55(n=4)(EU)】
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり	0.5	0.05		0.5		
ペカン	0.5	0.05		0.5		
アーモンド	0.5	0.5		0.5		
くるみ	0.5	0.02		0.5		
その他のナッツ類	0.5	0.05		0.5		
茶	20	20	○			4.13,12.2(\$)
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.2				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.02				
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.1		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.2		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.2		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.1		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.1		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.05	0.01		0.05		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家さんの卵	0.05	0.05		0.05		

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(\$): ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

クロフェンテジン

食品名	残留基準値 ppm
トマト	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
メロン類果実	0.05
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	0.5
りんご	1
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	0.5
もも	0.2
ネクタリン	0.5
あんず(アプrikottを含む。)	0.5
すもも(プルーンを含む。)	0.5
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	0.5
いちご	2
その他のベリー類果実 ^{注2)}	0.2
ぶどう	2
かき	0.05
バナナ	2
くり	0.5
ペカン	0.5
アーモンド	0.5
くるみ	0.5
その他のナッツ類 ^{注3)}	0.5
茶	20
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注5)}	0.05
豚の食用部分	0.05

※今回基準値を設定するクロフェンテジンとは、農産物にあつてはクロフェンテジンをいい、畜産物にあつてはクロフェンテジン及び臭化水素酸によつて2-クロロ安息香酸に変換される代謝物をクロフェンテジンに換算したものの和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

食品名	残留基準値
	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注6)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

注6)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ニテンピラム (Nitenpyram)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	ネオニコチノイド系殺虫剤である。シナプス後膜のアセチルコリン受容体への作用による興奮伝達の遮断により殺虫効果を示すものと考えられている。
適用作物/適用品害虫等	稲/ウンカ類 等
我が国の登録状況	農薬：稲、もも等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.53 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 53.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 0.6 mg/kg 体重 [設定根拠] 亜急性毒性試験及び慢性毒性試験の総合評価 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 60 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ニテンピラムの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響としては、28日間亜急性毒性試験 (イヌ) において、112 mg/kg 体重/日投与群の雌雄で活動低下及び瞳孔散大等が認められた。これらの変化に対する無毒性量は 50 mg/kg 体重/日であったが、1年間慢性毒性試験 (イヌ) と総合評価し、無毒性量を 60 mg/kg 体重/日と判断した。</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ニテンピラム、代謝物E及び代謝物Gとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>代謝物 E</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>代謝物 G</p> </div> </div>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="563 264 1402 492"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	1.7	幼小児 (1~6 歳)	3.1	妊婦	1.6	高齢者 (65 歳以上)	2.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	1.7										
幼小児 (1~6 歳)	3.1										
妊婦	1.6										
高齢者 (65 歳以上)	2.0										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 3 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.5	○			0.06,0.08
小麦		0.03				
大麦		0.03				
ライ麦		0.03				
とうもろこし		0.03				
そば		0.03				
その他の穀類		0.03				
大豆		0.03				
小豆類		0.03				
えんどう		0.03				
そら豆		0.03				
らっかせい		0.03				
その他の豆類		0.03				
ばれいしょ	0.2	0.2	○			0.03,0.03
さといも類(やつがしらを含む。)		0.2				
かんしょ		0.2				
やまいも(長いもをいう。)		0.2				
こんにゃくいも		0.2				
その他のいも類		0.2				
てんさい		0.03				
さとうきび		0.03				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○			0.05,0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5	○			0.59,1.61(\$)
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		5				
西洋わさび		0.2				
クレソン		5				
はくさい		0.03				
キャベツ		0.03				
芽キャベツ		5				
ケール		5				
こまつな		5				
きょうな		5				
チンゲンサイ		5				
カリフラワー	2	6	申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	2	5	申			0.09,0.15,0.85(\$)
その他のあぶらな科野菜	0.5	5	○			0.06,0.14(\$)(わさび根)
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		5				
チコリ		5				
エンダイブ		5				
しゅんぎく	2	5	○			<0.2,0.58(\$)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	5	○			0.28(#),1.30(\$)(#)
その他のきく科野菜	3	5	○・申			0.96,1.11(食用ぎく)
たまねぎ	0.1	0.03	申			<0.02,<0.02
ねぎ(リーキを含む。)	2	5	○			0.12,0.73(\$)
にんにく		0.03				
にら		5				
アスパラガス	2	5	○			0.34,0.55(\$)
わけぎ	5	6	○			ねぎの残留値の5倍にて緊急登録(農林水産省からの理由書による要請)
その他のゆり科野菜		5				
にんじん		0.2				
パースニップ		0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜	3	5	○			0.7, <1.0, 1.3(\$)(せり)
トマト	1	5	○			0.15-0.50(\$)(n=4)(ミニトマト)
ピーマン	0.5	5	○			0.12, 0.20
なす	2	5	○			0.32, 0.71
その他のなす科野菜	5	5	○			0.68, 2.28(\$)(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	5	○			0.30, 0.96
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	5	○			<0.04, 0.04(きゅうり1回使用)
しろりり	0.3	5	○			きゅうり1回使用の残留値の2倍 にて緊急登録(農林水産省から の理由書による要請)
すいか	0.5	5	○			0.13-0.22(n=4)
メロン類果実	0.7	5	○			0.22, 0.26
まくわうり		5	○			
その他のうり科野菜	0.3	5	○			きゅうり1回使用の残留値の2倍 にて緊急登録(農林水産省から の理由書による要請)
ほうれんそう		5				
たけのこ		0.2				
オクラ		1				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		0.03				
未成熟いんげん		0.03				
えだまめ		0.03				
マッシュルーム		0.03				
しいたけ		0.03				
その他のきのこ類		0.03				
その他の野菜	3	5	○			0.62, 1.17(\$)(モロヘイヤ)
みかん	0.3	0.5	○			<0.04, 0.06(\$)
なつみかんの果実全体	1	2	○			0.21, 0.38(\$)
レモン	2	2	○			(その他のかんきつ類果実参 照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(その他のかんきつ類果実参 照)
グレープフルーツ	2	2	○			(その他のかんきつ類果実参 照)
ライム	2	2	○			(その他のかんきつ類果実参 照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			0.09(かぼす), 0.27(すだ ち), 0.68(\$)(ゆず)
りんご	0.5	0.5	○			0.06, 0.16
日本なし	0.5	0.5	○			0.05, 0.12(\$)
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
マルメロ		1				
びわ		1				
もも	0.5	0.5	○			0.04-0.19(\$)(n=4)
ネクタリン		0.5				
あんず(アプレコットを含む。)		0.5				
すもも(プルーンを含む。)		0.5				
うめ		0.5				
おうとう(チェリーを含む。)		0.5				
いちご	2	5	○			0.10(#), 0.93(#)
ラズベリー		5				
ブラックベリー		5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実		5				
ぶどう かき	5 0.7	5 1	○ ○			0.47-1.97(\$)(n=4) 0.25,0.26
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし		1	申			0.19,0.38(\$)
その他の果実		5				
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		0.03 0.03 0.03 0.03 0.03 0.03				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		0.03 0.03 0.03 0.02 0.03 0.03				
茶 コーヒー豆 カカオ豆 ホップ	10	10 0.03 0.03 0.03	○			2.60,5.15(荒茶)
その他のスパイス	10	5				1.48,4.50(\$)(みかん果皮)
その他のハーブ	3	5	○			0.86,1.41(わさび花)

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

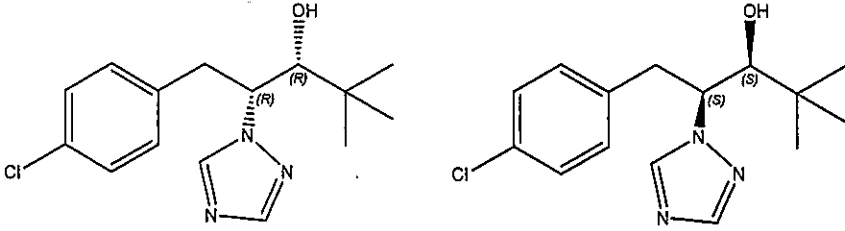
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ニテンピラム

食品名	残留基準値 ppm	※今回基準値を設定するニテンピラムとは、ニテンピラム並びにCPMA[2-[N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-エチル]アミノ-2-メチルイミノ酢酸]及びCPMF[N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-エチル-N'-メチルホルムアミジン]をニテンピラムに換算したものの和をいう。
米(玄米をいう。)	0.3	
ばれいしょ	0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.2	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。) その他のきく科野菜 ^{注2)}	2 3 3	
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) アスパラガス わけぎ その他のせり科野菜 ^{注3)}	0.1 2 2 5 3	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。 注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注4)}	1 0.5 2 5	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろり すいか メロン類果実 その他のうり科野菜 ^{注5)}	2 0.2 0.3 0.5 0.7 0.3	注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注6)}	3	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	0.3 1 2 2 2 2	注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし	0.5 0.5 0.5	
もも	0.5	
いちご	2	注8)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
ぶどう かき マンゴー	5 0.7 1	
茶	10	注9)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注8)}	10	
その他のハーブ ^{注9)}	3	

パクロブトラゾール (Paclobutrazol)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式	 <p style="text-align: center;">(2<i>R</i>, 3<i>R</i>)-体 (2<i>S</i>, 3<i>S</i>)-体</p>										
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	トリアゾール系植物成長調整剤である。植物体内におけるジベレリンの生合成を阻害し、植物の内性ジベレリン含量を低下させて矮化作用を発現すると考えられている。										
適用作物／使用目的等	もも／新梢伸長抑制 等										
我が国の登録状況	農薬：米、もも等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、1988 年に ADI が設定されている。国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU においていちご、ラズベリー等に、豪州においてアボカド、仁果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI:0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験(雄ラット・混餌) 無毒性量 2.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD:0.3 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験(雌ラット・経口) 無毒性量 30 mg/kg 体重 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：パクロブトラゾールとする。										
暴露評価	①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1724 1404 1948"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>3.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	2.7	幼小児 (1~6歳)	7.7	妊婦	2.4	高齢者 (65歳以上)	3.3
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	2.7										
幼小児 (1~6歳)	7.7										
妊婦	2.4										
高齢者 (65歳以上)	3.3										

	注) 基準値案を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。
意見聴取の状況	平成 29 年 3 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.05	○			<0.005,<0.005
トマト	0.05		申			<0.01,<0.01(※=トマト)
みかん	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
りんご※	0.5	0.5				
日本なし※	1	1			1 豪州	
西洋なし※	1	1			1 豪州	
マルメロ※	1	1			1 豪州	
びわ※	1	1			1 豪州	
もも	0.2	0.2	○			0.012,0.03(\$)
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5	○			0.05,0.16(\$)(#)
その他のベリー類果実	0.3	0.5	○			0.02,0.06(\$)(やまもも)
バナナ※	0.01	0.01			0.01 豪州	
キウイ※	0.01	0.01			0.01 豪州	
パパイヤ※	0.01	0.01			0.01 豪州	
アボカド※	0.01	0.01				
パイナップル※	0.01	0.01			0.01 豪州	
グアバ※	0.01	0.01			0.01 豪州	
マンゴー※	0.01	0.01				
パッションフルーツ※	0.01	0.01			0.01 豪州	
なつめやし※	0.01	0.01			0.01 豪州	
その他の果実※	0.01	0.01			0.01 豪州	
アーモンド		0.05				
その他のスパイス	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(みかん果皮)
魚介類	0.04	0.04				推:0.036

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※現行の基準値は当時の国際基準又は豪州の基準値を参照して設定したものであり、現在も豪州において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。なお、豪州におけるりんご、アボカド、マンゴーの基準値は、それぞれ1 ppm、0.1 ppm、1 ppmに変更されている。

パクロブトラゾール

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	
トマト	0.05	
みかん	0.02	
りんご	0.5	
日本なし	1	
西洋なし	1	注1)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
マルメロ	1	
びわ	1	
もも	0.2	
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	
その他のベリー類果実 ^{注1)}	0.3	注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
バナナ	0.01	
キウイ	0.01	
パパイア	0.01	
アボカド	0.01	
パイナップル	0.01	
グアバ	0.01	
マンゴー	0.01	
パッションフルーツ	0.01	
なつめやし	0.01	注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他の果実 ^{注2)}	0.01	
その他のスパイス ^{注3)}	0.2	
魚介類	0.04	

ファミキサドン (Famoxadone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	オキサゾリジンジオン系の殺菌剤である。病原菌のミトコンドリア内膜のシトクロム b 及びシトクロム c 間の電子伝達経路を遮断することにより殺菌作用を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	ばれいしょ/夏疫病 等										
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、トマト等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2003 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はうり科野菜、果菜類等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、果菜類等に、カナダにおいてトマト、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.006 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 1.2 mg/kg 体重/day 安全係数 200</p> <p>イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験で設定された無毒性量 (1.2 mg/kg 体重/日) とイヌを用いた 90 日間亜急性毒性試験の最小毒性量 (1.4 mg/kg 体重/日) が近接していること、サル の 1 年間慢性毒性試験では水晶体の異常は認められないが、イヌにおける白内障の発生メカニズムが不明であることから、食品安全委員会は、イヌの 1 年間慢性毒性試験の投与量の公比も考慮し、追加の安全係数を 2 とすることが妥当であると判断した。</p> <p>ARfD: 設定の必要なし</p> <p>ファミキサドンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値はラットを用いた急性神経毒性試験の 1000 mg/kg 体重であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ファミキサドンとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>51.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>30.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	29.8	幼小児 (1~6 歳)	51.1	妊婦	31.9	高齢者 (65 歳以上)	30.8
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	29.8										
幼小児 (1~6 歳)	51.1										
妊婦	31.9										
高齢者 (65 歳以上)	30.8										

意見聴取の状況	平成 29 年 2 月 10 日に在京大使館への説明を実施 平成 29 年 3 月 1 日～3 月 30 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.1	0.1		0.1		
大麦	0.2	0.2		0.2		
大豆	0.2	0.2	○			0.01,0.04(\$)
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01
はくさい	0.7	0.7	○			0.18,0.28
カリフラワー	0.1	0.1			0.1 EU	【<0.01-0.07(n=9)(ブロッコリー 及びカリフラワー)(EU)】
ブロッコリー	3	0.1	申			0.91,1.10
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25	25			25 米国	【1.8-18(n=13)(セロリ)、0.033- 14(n=32)(レタス)、0.63- 22(n=7)(リーフレタス)(米国)】
たまねぎ	0.5	0.5	○		0.45 米国	【<0.05-0.23(#)(n=8)(米国)】
ねぎ(リーキを含む。)	2	2			2 EU	【0.02-0.997(n=8)(リーキ)(EU)】
にんにく	0.5	0.5			0.45 米国	【米国たまねぎ参照】
その他のゆり科野菜	0.5	0.5	○		0.45 米国	【米国たまねぎ参照】
トマト	2	2	○	2		0.29,0.74(トマト)、0.59- 1.37(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	4	4			4.0 米国	【0.085-0.79(n=7)(ピーマン)、 0.54-3.31(n=4)(とうがらし)(米 国)】
なす	4	4	○		4.0 米国	【米国ピーマン、とうがらし参 照】
その他のなす科野菜	4	4			4.0 米国	【米国ピーマン、とうがらし参 照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.2		0.12,0.17
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2		0.2		
すいか	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
ラズベリー	10	10			10 米国	【0.48-2.2(n=5)(ラズベリー)、 6.6(ボイセンベリー)、3.2(ブラッ クベリー)(米国)】
ブラックベリー	10	10			10 米国	【米国ラズベリー、ボイセンベ リー、ブラックベリー参照】
その他のベリー類果実	10	10			10 米国	【米国ラズベリー、ボイセンベ リー、ブラックベリー参照】
ぶどう	2	2	○	2		0.82,0.90
その他の果実	4	4			4.0 米国	【米国ピーマン、とうがらし参 照】
ホップ	80	80			80 米国	【15.89-46.85(#)(n=3)(米国)】
その他のハーブ	2	2			2 EU	【0.43-0.85(n=3)(カモミ ール)(EU)】
牛の筋肉	0.5	0.5		0.5		【推:0.031】
豚の筋肉	0.5	0.5		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5		0.5		
牛の脂肪	0.5	0.5				【推:0.41】
豚の脂肪	0.5	0.5				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.5	0.5		0.5		【推:0.24】
豚の肝臓	0.5	0.5		0.5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5		0.5		
牛の腎臓	0.5	0.5		0.5		【推:0.062】
豚の腎臓	0.5	0.5		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5		0.5		
牛の食用部分	0.5	0.5		0.5		
豚の食用部分	0.5	0.5		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5		0.5		
乳	0.03	0.03		0.03		【推:0.019】
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01				【鶏の筋肉の基準値参照】 【鶏の筋肉の基準値参照】
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01				
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
魚介類	0.2	0.2				推:0.168
小麦ふすま	0.2	0.2		0.2		
干しぶどう	5	5		5		

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

フェモキサドン

食品名	残留基準値 ppm	
小麦	0.1	
大麦	0.2	
大豆	0.2	
ばれいしょ	0.05	
はくさい	0.7	
カリフラワー	0.1	
ブロッコリー	3	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25	
たまねぎ	0.5	
ねぎ(リーキを含む。)	2	
にんにく	0.5	
その他のゆり科野菜 ^{注1)}	0.5	注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
トマト	2	
ピーマン	4	
なす	4	
その他のなす科野菜 ^{注2)}	4	注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
すいか	0.05	
メロン類果実	0.05	
ラズベリー	10	
ブラックベリー	10	
その他のベリー類果実 ^{注3)}	10	注3)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	2	
その他の果実 ^{注4)}	4	注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
ホップ	80	
その他のハーブ ^{注5)}	2	注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉	0.5	
豚の筋肉	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.5	注6)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.5	
豚の脂肪	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	
牛の肝臓	0.5	
豚の肝臓	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	
牛の腎臓	0.5	
豚の腎臓	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	注7)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
牛の食用部分 ^{注7)}	0.5	
豚の食用部分	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	
乳	0.03	

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注8)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.2
小麦ふすま	0.2
干しぶどう	5

注8)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フェンピラザミン (Fenpyrazamine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ピラゾリノン系の殺菌剤である。病原菌の孢子発芽管の伸長と菌糸生育に対する阻害作用を示す。作用点は明確でないが、エルゴステロール生合成経路を阻害することが示唆されている。										
適用作物/適用品害虫等	かんきつ/灰色かび病 等										
我が国の登録状況	農薬：みかん、トマト等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいてレタス、ラズベリー等に、EU においてぶどう、トマト等に、豪州においてぶどうに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.12 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 12.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 0.8 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (雄ラット・強制経口) 無毒性量 80 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェンピラザミンとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>19.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない[※]。 注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	7.2	幼小児 (1~6歳)	19.8	妊婦	9.0	高齢者 (65歳以上)	7.9
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	7.2										
幼小児 (1~6歳)	19.8										
妊婦	9.0										
高齢者 (65歳以上)	7.9										

	査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。
意見聴取の状況	平成 29 年 3 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙 2 のとおり。

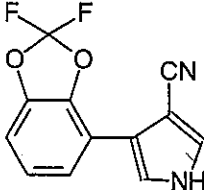
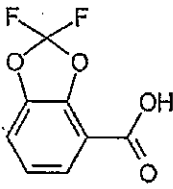
食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2		IT		2.0 米国	【<0.01-1.07(#)(n=8)(リーフレタス)(米国)】
トマト	5	5	○			1.42,2.05(ミニトマト)
なす	2	2	○			0.51,0.75
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○			0.18,0.28
すいか	0.05		申			<0.01,0.01
メロン類果実	0.05		申			<0.01,<0.01
その他の野菜	0.7		IT		0.7 米国	【0.18-0.42(n=3)(高麗人参)(米国)】
みかん	0.1	0.1	○			0.02,0.02
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.20,1.53(\$)
レモン	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			1.38(すだち),2.56(かぼす)
もも	0.3		申			0.02,0.03,0.09(\$)
いちご	10	10	○			1.02,3.04(\$)
ラズベリー	5		IT		5.0 米国	【0.53-2.81(n=6)(キャンベリー)(米国)】
ブラックベリー	5		IT		5.0 米国	【米国キャンベリー参照】
ブルーベリー	5		IT		5.0 米国	【0.15-2.31(n=7)(米国)】
クランベリー	5		IT		5.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
ハuckleベリー	5		IT		5.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	5		IT		5.0 米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	10	10	○			2.30,4.76
アーモンド	0.02		IT		0.02 米国	【<0.01(n=5)(米国)】
その他のナッツ類	0.02		IT		0.02 米国	【米国アーモンド参照】
その他のスパイス	15	15	○			5.62,6.52(みかんの果皮)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

フェンピラザミン

食品名	残留基準値 ppm	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	
トマト	5	
なす	2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	
すいか	0.05	
メロン類果実	0.05	
その他の野菜 ^{注1)}	0.7	注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
みかん	0.1	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
なつみかんの果実全体	5	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
レモン	5	野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
グレープフルーツ	5	こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
ライム	5	注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	5	類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん
もも	0.3	の外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレ
いちご	10	ンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外
ラズベリー	5	のものをいう。
ブラックベリー	5	注3)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実
ブルーベリー	5	のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブ
クランベリー	5	ルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外
ハックルベリー	5	のものをいう。
その他のベリー類果実 ^{注3)}	5	
ぶどう	10	注4)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎ
アーモンド	0.02	んなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外
その他のナッツ類 ^{注4)}	0.02	のものをいう。
その他のスパイス ^{注5)}	15	注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西
		洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ プrika、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、 ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フルジオキシニル (Fludioxonil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及び魚介類への基準設定の要請並びにインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬/殺菌剤
作用機構	フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。糸状菌の原形質膜に作用することにより物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取り込みを阻害して、抗菌作用を示すものと考えられている。
適用作物/適用品害虫等	ぶどう/晩腐病 等
我が国の登録状況	農薬：稲、キャベツ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2006 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は大豆、ブルーベリー等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいて大麦、ピーマン等に、EU においてりんご、ぶどう等に、豪州においてばれいしょ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、いちご等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.33 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 33.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 2.5 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 500 mg/kg 体重 安全係数 200 (最小毒性量を用いたことによる追加係数: 2)</p>
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及び魚介類にあつてはフルジオキシニルとし、畜産物にあつてはフルジオキシニル及び代謝物 K【2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンズジオキソール-4-カルボン酸】に変換されるベンゾピロール代謝物とする。</p>  <p>代謝物 K</p>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="560 253 1401 479"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>14.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	12.7	幼小児 (1~6 歳)	24.6	妊婦	12.7	高齢者 (65 歳以上)	14.9
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	12.7										
幼小児 (1~6 歳)	24.6										
妊婦	12.7										
高齢者 (65 歳以上)	14.9										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 1 月 24 日に在京大使館への説明を実施 平成 29 年 3 月 1 日~3 月 30 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05		0.05		
その他の穀類	0.05	0.05		0.05		
大豆	0.5	0.07	○	0.5		
小豆類	0.5	0.4	○	0.5		
えんどう	0.07	0.3		0.07		
そら豆	0.5	0.4		0.5		
らっかせい		0.3				
その他の豆類	0.5	0.4		0.5		
ばれいしょ	0.02	0.02	○			
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02				
その他のいも類	0.02	0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5		0.3		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20	20		20		
かぶ類の根	0.5	0.5				
かぶ類の葉	20	20				
西洋わさび	0.5	0.5				
クレソン	10	10		10		
はくさい	2	2			2.0 米国	【米国キャベツ(0.03-1.20(#)(n=16))、ブロッコリー(0.10-0.53(n=8))参照】
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	2	2			2.0 米国	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ケール	10	10			10 米国	【米国マスタードグリーン(0.06-7.74(n=9))参照】
こまつな	10	10			10 米国	【米国マスタードグリーン参照】
きょうな	10	10			10 米国	【米国マスタードグリーン参照】
チンゲンサイ	10	10			10 米国	【米国マスタードグリーン参照】
カリフラワー	2	2			2.0 米国	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ブロッコリー	2	2		0.7	2.0 米国	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
その他のあぶらな科野菜	10	10		10		
ごぼう	0.5	0.5				
サルシフィー	0.5	0.5				
チコリ	30	20		30		
エンダイブ	30	30			30 米国	【米国レタス(0.42-4.63(#)(n=8)(結球部+外葉部)<0.02-1.62(#)(n=8)(結球)>0.08-23.44(#)(n=6)(非結球))参照】
しゅんぎく	30	30			30 米国	【米国レタス参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	40	30		40		
その他のきく科野菜	30	2	○・IT	9	30 米国	【0.42-4.63(#)(n=8)(結球部+外葉部)<0.02-1.62(#)(n=8)(結球)>0.08-23.44(#)(n=6)(非結球)(レタス)、1.9-16(n=11)(ほうれんそう)(米国)】
たまねぎ	0.5	0.5	○	0.5		
ねぎ(リーキを含む。)	7	7	○		7.0 米国	【0.17-8.0(#)(n=3)(たまねぎ・葉部)(米国)】
にんにく	0.2	0.2	○			
にら	10	10	○	9		
わけぎ	0.2	0.2	○			
その他のゆり科野菜	10	10	○	10		
にんじん	5	5	○	0.7		0.62,1.68(\$)
パースニップ	0.5	0.5				
パセリ	10	10		9		
その他のせり科野菜	20	20		9		【1.62-3.87(n=4)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	5	5	○			0.6,2.8(＃)(ミニトマト)
ピーマン	5	5	○	1		0.64,1.98(\$)
なす	1	1	○	0.3		0.404,0.468
その他のなす科野菜	1	0.5		1		
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○	0.5		0.451,0.701(＃)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.3		0.5		
しろうり	0.5	0.5		0.5		
すいか	0.2	0.2	○			
メロン類果実	0.1	0.1	○			
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.5		
ほうれんそう	30	0.02	○	30		
しょうが	0.02	0.02				
未成熟えんどう	5	5	○	0.6		0.71,2.21(\$)
未成熟いんげん	5	5	○	0.6		0.734,1.60(\$)
えだまめ	5	5	○			1.7,2.8
その他の野菜	10	10	○	9		1.52,3.52(\$)(食用金魚草)
みかん	0.1	0.1	○			0.022,0.023
なつみかんの果実全体	10	10	○	10	10	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
レモン	10	10	○	10	10	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○	10	10	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
グレープフルーツ	10	10	○	10	10	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
ライム	10	10	○	10	10	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
その他のかんきつ類果実	10	10	○	10	10	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
りんご※1	5	5.0		5	5.0	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
西洋なし※1	5	5.0		5	5.0	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
マルメロ※1	5	5.0		5	5.0	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
びわ※1	5	5.0		5	5.0	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
もも※2	5	5.0		5	5.0	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
ネクタリン※2	5	5.0		5	5.0	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
あんず(アプリコットを含む。)*2	5	5.0		5	5.0	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
すもも(プルーンを含む。)*2	5	5.0		5	5.0	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
うめ	0.5	0.5	○			0.032(＃),0.142(＃)(\$)
おうとう(チェリーを含む。)*2	5	5.0		5	5.0	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
いちご	5	5	○	3		1.05,1.94(\$)
ラズベリー	5	5		5		
ブラックベリー	5	5		5		
ブルーベリー	2	2		2		
ハuckleベリー	2	2		2	2.0	米国 【米国ブルーベリー<0.05-1.70(＃)(n=8)参照】
その他のベリー類果実	5	5		5		
ぶどう	5	5	○・申	2		0.60,2.68
キウイ※1	20	20		20	米国	収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
アボカド	0.4			0.4		
その他の果実※3	5	5.0		2	5.0	米国 収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
ひまわりの種子	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実	0.05	0.05		0.05		
なたね	0.02	0.02		0.02		
その他のオイルシード	0.05	0.05			0.05 米国	【米国綿実<0.05(#)(n=6)参照】
その他のナッツ類	0.2	0.2		0.2		
その他のスパイス	10	10	○			3.78,4.32(みかん果皮)
その他のハーブ	40	50	○	9		22.3,25.1(\$)(しそ葉)
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.01	0.05		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.05		0.01		
魚介類	0.04		申			【推:0.040】
にら(乾燥させたもの)		50				
バジル(乾燥させたもの)		50				

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※1 りんご、西洋なし、マルメロ、びわ及びびわの基準値については、果実全体に適用するものとする。

※2 もも、ネクタリン、あんず、すもも及びおうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

※3 その他の果実については、さくらの果実に限るものとする。

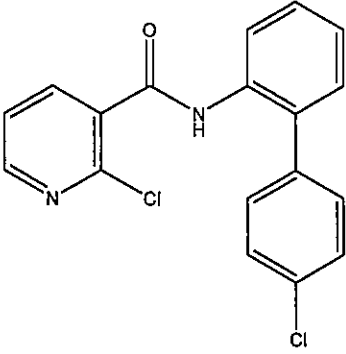
フルジオキソニル

食品名	残留基準値		
	ppm		
米(玄米をいう。)	0.05	※今回基準値を設定するフルジオキソニルとは、農産物及び魚介類にあつてはフルジオキソニルのみをいい、畜産物にあつてはフルジオキソニル及び代謝物K【2,2-ジフルオロ-1,3-ベンズジオキソール-4-カルボン酸】に変換されるベンゾピロール代謝物をフルジオキソニルに換算したものの和をいう。	
小麦	0.05		
大麦	0.05		
ライ麦	0.05		
とうもろこし	0.05		
そば	0.05		
その他の穀類 ^{注1)}	0.05		
大豆	0.5		注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
小豆類 ^{注2)}	0.5		
えんどう	0.07		
そら豆	0.5		
その他の豆類 ^{注3)}	0.5		
ばれいしょ	0.02	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02		
その他のいも類 ^{注4)}	0.02		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20		
かぶ類の根	0.5	注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。	
かぶ類の葉	20		
西洋わさび	0.5		
クレソン	10		
はくさい	2		
キャベツ	2		
芽キャベツ	2		
ケール	10		
こまつな	10		
きょうな	10		
チンゲンサイ	10	注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。	
カリフラワー	2		
ブロッコリー	2		
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	10		
ごぼう	0.5		注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
サルシフィー	0.5		
チコリ	30		
エンダイブ	30		
しゅんぎく	30		
レタス(サラダ菜及びびししゃを含む。)	40		
その他のきく科野菜 ^{注6)}	30		
たまねぎ	0.5	注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。	
ねぎ(リーキを含む。)	7		
にんにく	0.2		
にら	10		
わけぎ	0.2		
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	10		
にんじん	5		
パースニップ	0.5		
パセリ	10		

食品名	残留基準値	
	ppm	
その他のせり科野菜 ^{注8)}	20	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	5	
ピーマン	5	
なす	1	
その他のなす科野菜 ^{注9)}	1	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	
しろりり	0.5	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.1	
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.5	注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう	30	
しょうが	0.02	
未成熟えんどう	5	
未成熟いんげん	5	
えだまめ	5	
その他の野菜 ^{注11)}	10	注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	10	
レモン	10	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	
グレープフルーツ	10	
ライム	10	
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	10	注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご ^{※1}	5	
西洋なし ^{※1}	5	
マルメロ ^{※1}	5	
びわ ^{※1}	5	
もも ^{※2}	5	
ネクタリン ^{※2}	5	
あんず(アプrikotを含む。) ^{※2}	5	
すもも(プルーンを含む。) ^{※2}	5	
うめ	0.5	
おうとう(チェリーを含む。) ^{※2}	5	注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
いちご	5	
ラズベリー	5	
ブラックベリー	5	
ブルーベリー	2	
ハックルベリー	2	
その他のベリー類果実 ^{注13)}	5	
ぶどう	5	
キウイ ^{※1}	20	
アボカド	0.4	
その他の果実 ^{注14)※3}	5	注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
ひまわりの種子	0.01	
綿実	0.05	
なたね	0.02	

食品名	残留基準値	
	ppm	
その他のオイルシード ^{注15)}	0.05	注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.2	
その他のスパイス ^{注17)}	10	
その他のハーブ ^{注18)}	40	注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.01	注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の肝臓	0.05	
豚の肝臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
牛の腎臓	0.05	
豚の腎臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
牛の食用部分 ^{注20)}	0.05	
豚の食用部分	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	※1 りんご、西洋なし、マルメロ、びわ及びキウイの基準値については、果実全体に適用するものとする。
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.01	※2 もも、ネクタリン、あんず、すもも及びおうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。
鶏の脂肪	0.05	
その他の家きんの脂肪	0.05	
鶏の肝臓	0.05	※3 その他の果実については、ざくろの果実に限るものとする。
その他の家きんの肝臓	0.05	
鶏の腎臓	0.05	
その他の家きんの腎臓	0.05	
鶏の食用部分	0.05	
その他の家きんの食用部分	0.05	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	0.04	

ボスカリド (Boscalid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素（複合体II）の電子伝達を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	たまねぎ/灰色かび病 等										
我が国の登録状況	農薬：たまねぎ、りんご等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2006 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準は大豆、ばれいしょ等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてしょうが、西洋なし等に、カナダにおいて穀類、あぶらな科野菜等に、EU において大豆、ぶどう等に、豪州においてたまねぎ、きゅうり等に、ニュージーランドにおいてりんご、キウイ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.044 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (雌ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 4.4 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>ARfD: 3 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口)</p> <p>無毒性量 300 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ボスカリドとする。										
暴露評価	<p>① 長期暴露評価</p> <p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="561 1865 1409 2096"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>42.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>74.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>37.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>50.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	42.9	幼小児 (1~6歳)	74.5	妊婦	37.5	高齢者 (65歳以上)	50.2
	EDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	42.9										
幼小児 (1~6歳)	74.5										
妊婦	37.5										
高齢者 (65歳以上)	50.2										

	<p>② 短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>
意見聴取の状況	平成 29 年 3 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.7	0.7	○	0.5		0.10,0.28(\$)
大麦※1	3	3		0.5	3 EU	【<0.01-1.79(n=10)(EU)】
ライ麦	0.5	0.5		0.5		
とうもろこし	0.1	0.1		0.1		
そば	0.1	0.1		0.1		
その他の穀類	0.5	0.5		0.5		
大豆	3	3	○	3		
小豆類	3	3	○	3		
えんどう	3	3		3		
そら豆	3	3		3		
らっかせい	1	1		1		
その他の豆類	3	3		3		
ばれいしょ	2	2		2		
さといも類(やつがしらを含む。)	2	2		2		
かんしょ	2	2		2		
やまいも(長いもをいう。)	2	2		2		
こんにやくいも	2	2		2		
その他のいも類	2	2		2		
てんさい	2	2		2		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	2	2		2		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	40	40		40		
かぶ類の根	2	2		2		
かぶ類の葉	40	40		40		
西洋わさび	2	2		2		
クレソン	40	40		40		
はくさい	40	40	○	40		
キャベツ	5	5	○	5		
芽キャベツ	5	5		5		
ケール	40	40		40		
ごまつな	40	40		40		
きょうな	40	40		40		
チンゲンサイ	40	40		40		
カリフラワー	5	5		5		
ブロッコリー	5	5	○	5		
その他のあぶらな科野菜	40	40	○	40		
ごぼう	2	2		2		
サルシフィー	2	2		2		
アーティチョーク	30	30		30		
チコリ	40	40		40		
エンダイブ	40	40		40		
しゅんぎく	40	40		40		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	40	40	○	40		
その他のきく科野菜	40	40	○	40		
たまねぎ	5	5	○	5		
ねぎ(リーキを含む。)	5	5		5		
にんにく	5	5	○	5		
にら	5	3		5		
アスパラガス	30	30		30		
わけぎ	5	5		5		
その他のゆり科野菜	30	30	○	30		
にんじん	2	2	○	2		
パースニップ	2	2		2		
セロリ	30	30		30		
その他のせり科野菜	5	5		5		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	5	5	○	3		1.74,2.91(\$)(ミトマト)
ピーマン	10	10	○	3		2.03,3.56(\$)
なす	3	3	○	3		
その他のなす科野菜	40	40	○	40		
きゅうり(ガーキンを含む。)	5	5	○	3		1.00,2.10
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	3	3	○	3		
しろうり	3	3		3		
すいか	0.2	2	○			0.039,0.042
メロン類果実	0.2	2	○			(すいか参照)
まくわうり	0.2	2				(すいか参照)
その他のうり科野菜	40	40		40		
ほうれんそう	40	40		40		
たけのこ	30	30		30		
オクラ	3	3		3		
しょうが	0.05	0.05			0.05 米国	【米国ばれいしょ(<0.05(n=16))参照】
未成熟えんどう	5	5	○	3		1.3,1.8(さやえんどう)
未成熟いんげん	5	5	○	3		1.02,2.05(さやいんげん)
えだまめ	3	3		3		
その他の野菜	40	40		40		
みかん	1	1	○			0.14,0.38
なつみかんの果実全体	10	10	○	2		2.85,3.52
レモン	10	10	○	2		(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○	2		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	10	10	○	2		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	10	10	○	2		(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○	2		(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	2	○	2		
日本なし	3	3	○		3.0 米国	【米国西洋なし参照】
西洋なし	3	3	○		3.0 米国	【0.37-2.31(#)(n=20)(米国)】
マルメロ	3	3			3.0 米国	【米国西洋なし参照】
びわ	3	3			3.0 米国	【米国西洋なし参照】
もも	0.2	0.2	○			0.013,0.036(\$)(#)
ネクタリン	3	3	○	3		
あんず(アプリコットを含む。)	3	3	○	3		
すもも(プルーンを含む。)	10	10	○	10		
うめ	3	3	○	3		1.03,1.36
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	3		
いちご	15	15	○	3		2.04,7.28(\$)
ラズベリー	10	10		10		
ブラックベリー	10	10		10		
ブルーベリー	10	10		10		
クランベリー	10	10		10		
ハuckleベリー	10	10		10		
その他のベリー類果実	10	10		10		
ぶどう	10	10	○	5		4.30,5.20
かき	1	1	○			0.16,0.46
バナナ	0.6	0.6		0.6		
キウイ	0.1		申			0.01,0.02
その他の果実	10	10		10		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード	1 1 1 1 4 1	1 1 1 1 4 1		1 1 1 1 1 1	3.5 米国	【0.72-2.28(#)(n=4)(米国)】
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.05 0.7 0.7 0.7 0.7 1	0.05 0.7 0.7 0.7 0.7 1		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 1	0.7 0.7 0.7 0.7 0.7 米国 米国 米国 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】 【<0.05(n=10)(ペカン)(米国)、 0.02-0.2(n=10)(アーモンド)(米 国)】 【米国ペカン、アーモンド参照】 【米国ペカン、アーモンド参照】
茶 コーヒー豆 ホップ その他のスパイス	60 0.05 60 40	10 0.05 60 40	○・申 ○ ○	60 60 10		21.0,46.3(\$)(荒茶) 10.4,12.2,29.3(\$)(#)(みかんの果 皮)
その他のハーブ	40	40		40		
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2				【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7 0.7 0.7	0.7 0.7 0.7		0.7 0.7 0.7		【推:0.51】 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2		0.2 0.2 0.2		【推:0.15】 【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2		0.2 0.2 0.2		【推:0.082】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2		0.2 0.2 0.2		【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.1	0.1		0.1		【推:0.061】
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.02 0.02	0.02 0.02		0.02 0.02		【推:0.02】 【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.02 0.02	0.02 0.02		0.02 0.02		【推:0.02】 【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.02 0.02	0.02 0.02		0.02 0.02		【推:0.02】 【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.02 0.02	0.02 0.02		0.02 0.02		【推:0.02】 【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.02 0.02	0.02 0.02		0.02 0.02		【鶏の肝臓及び腎臓参照】 【鶏の肝臓及び腎臓参照】
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.02 0.02	0.02 0.02		0.02 0.02		【推:0.02】 【鶏の卵参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
らっかせい油(注1に限る。)	0.2	0.2			0.15: 米国	【<0.05-0.05(#)(n=12)(らっかせい)(米国)】
とうがらし(乾燥させたもの)	10	10		10		
干しぶどう※2		10		10		
なたね油(注2に限る。)※3		5			5.0: 米国	【米国なたね参照】

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

注1) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注2) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

らっかせい油、加工食品であるとうがらし(乾燥させたもの)については、JMPRにおいてそれぞれ加工係数:10(らっかせい油)、9.2(とうがらし(乾燥させたもの))と評価されている。

※1 大麦のEU基準値は2016年に4ppmと改められたが、以前の基準値設定の際に参照したEUの作物残留試験の結果から現行基準値を維持した。

※2 干しぶどうについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、2.42(干しぶどう)と評価されている)。

※3 なたね油については、米国の基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、1.3(なたね油)と評価されている)。

ボスカリド

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.7
大麦	3
ライ麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.1
その他の穀類 ^{注1)}	0.5
大豆	3
小豆類 ^{注2)}	3
えんどう	3
そら豆	3
らっかせい	1
その他の豆類 ^{注3)}	3
ばれいしょ	2
さといも類(やつがしらを含む。)	2
かんしょ	2
やまいも(長いものをいう。)	2
こんにやくいも	2
その他のいも類 ^{注4)}	2
てんさい	2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	40
かぶ類の根	2
かぶ類の葉	40
西洋わさび	2
クレソン	40
はくさい	40
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	40
こまつな	40
きょうな	40
チンゲンサイ	40
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	40
ごぼう	2
サルシフィー	2
アーティチョーク	30
チコリ	40
エンダイブ	40
しゅんぎく	40
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	40
その他のきく科野菜 ^{注6)}	40
たまねぎ	5
ねぎ(リーキを含む。)	5
にんにく	5
にら	5
アスパラガス	30

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、パター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値		
	ppm		
わけぎ	5	注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。	
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	30		
にんじん	2	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。	
パースニップ	2		
セロリ	30		
その他のせり科野菜 ^{注8)}	5		
トマト	5	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。	
ピーマン	10		
なす	3		
その他のなす科野菜 ^{注9)}	40		
きゅうり(ガーキンを含む。)	5	注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	3		
しろり	3		
すいか	0.2		
メロン類果実	0.2		
まくわうり	0.2		
その他のうり科野菜 ^{注10)}	40		
ほうれんそう	40	注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。	
たけのこ	30		
オクラ	3		
しょうが	0.05		
未成熟えんどう	5		
未成熟いんげん	5		
えだまめ	3		
その他の野菜 ^{注11)}	40		
みかん	1		注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	10		
レモン	10		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10		
グレープフルーツ	10		
ライム	10		
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	10		
りんご	2		
日本なし	3		
西洋なし	3		
マルメロ	3		
びわ	3		
もも	0.2		
ネクタリン	3		
あんず(アプリコットを含む。)	3		
すもも(プルーンを含む。)	10		
うめ	3		
おうとう(チェリーを含む。)	3		
いちご	15		
ラズベリー	10		
ブラックベリー	10		
ブルーベリー	10		
クランベリー	10		
ハックルベリー	10		

食品名	残留基準値	
		ppm
その他のベリー類果実 ^{注13)}	10	注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	10	
かき	1	
バナナ	0.6	
キウイ	0.1	
その他の果実 ^{注14)}	10	注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
ひまわりの種子	1	
ごまの種子	1	
べにばなの種子	1	
綿実	1	
なたね	4	
その他のオイルシード ^{注15)}	1	注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
ぎんなん	0.05	
くり	0.7	
ペカン	0.7	
アーモンド	0.7	
くるみ	0.7	
その他のナッツ類 ^{注16)}	1	注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
茶	60	
コーヒー豆	0.05	
ホップ	60	注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注17)}	40	
その他のハーブ ^{注18)}	40	注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉	0.2	
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.2	注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.7	
豚の脂肪	0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7	
牛の肝臓	0.2	
豚の肝臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	
牛の腎臓	0.2	
豚の腎臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	
牛の食用部分 ^{注20)}	0.2	注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	
乳	0.1	
鶏の筋肉	0.02	
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.02	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の脂肪	0.02	
その他の家きんの脂肪	0.02	
鶏の肝臓	0.02	
その他の家きんの肝臓	0.02	
鶏の腎臓	0.02	

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
らっかせい油(注22に限る。)	0.2
とうがらし(乾燥させたもの)	10

注22) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

酢酸メレンゲステロール (Melengestrol Acetate)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	動物用医薬品										
作用機構	合成プロゲステロンであり、経口投与で黄体ホルモンの活性を有する。										
我が国の承認状況	動物用医薬品：承認されていない。										
諸外国の状況	JECFA における毒性評価が行われ、2000 年に ADI が設定されている。国際基準は牛に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいて牛に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.000025 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 3 月経周期投与試験 (カニクイザル・経口)</p> <p>最小毒性量 0.005 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 200 (最小毒性量を用いたことによる追加係数 2)</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：酢酸メレンゲステロールとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 1355 1401 1585"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>48.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>14.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	23.2	幼小児 (1~6 歳)	48.0	妊婦	33.4	高齢者 (65 歳以上)	14.8
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	23.2										
幼小児 (1~6 歳)	48.0										
妊婦	33.4										
高齢者 (65 歳以上)	14.8										
意見聴取の状況	<p>平成 29 年 2 月 10 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 29 年 2 月 27 日～平成 29 年 4 月 28 日 WTO 通報実施</p> <p>平成 29 年 3 月 1 日～平成 29 年 3 月 30 日パブリックコメント実施</p>										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準 値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.001	0.003		0.001		
豚の筋肉	不検出					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	不検出					
牛の脂肪	0.02	0.03		0.018		
豚の脂肪	不検出					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	不検出					
牛の肝臓	0.01	0.03		0.010		
豚の肝臓	不検出					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	不検出					
牛の腎臓	0.002	0.03		0.002		
豚の腎臓	不検出					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	不検出					
牛の食用部分	0.01	0.03				【牛の肝臓の基準値参照】
豚の食用部分	不検出					
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	不検出					
乳	不検出					
鶏の筋肉	不検出					
その他の家きんの筋肉	不検出					
鶏の脂肪	不検出					
その他の家きんの脂肪	不検出					
鶏の肝臓	不検出					
その他の家きんの肝臓	不検出					
鶏の腎臓	不検出					
その他の家きんの腎臓	不検出					
鶏の食用部分	不検出					
その他の家きんの食用部分	不検出					
鶏の卵	不検出					
その他の家きんの卵	不検出					

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)
 太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

酢酸メレンゲステロール

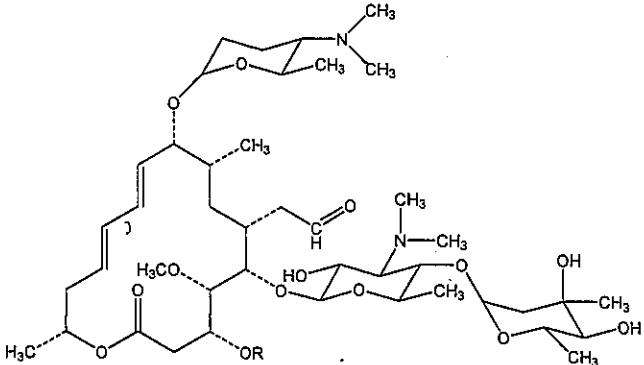
食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.001 不検出 不検出
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02 不検出 不検出
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01 不検出 不検出
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.002 不検出 不検出
牛の食用部分 ^{注2)} 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01 不検出 不検出
乳	不検出
鶏の筋肉 その他の家きん ^{注3)} の筋肉	不検出 不検出
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	不検出 不検出
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	不検出 不検出
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	不検出 不検出
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	不検出 不検出
鶏の卵 その他の家きんの卵	不検出 不検出

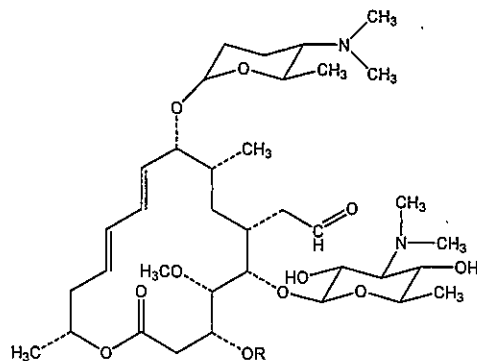
注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

スピラマイシン (Spiramycin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入前に設定された基準値及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 <p> スピラマイシン I R = H スピラマイシン II R = COCH₃ スピラマイシン III R = COCH₂CH₃ (スピラマイシン I を約 50~70%含有) </p>
用途	動物用医薬品：抗生物質
作用機構	マクロライド系の抗生物質で、スピラマイシン I、II 及び III の混合物である。細菌の 50S リボソームに結合することにより、タンパク質合成を阻害すると考えられている。
我が国の承認・指定状況	動物用医薬品：すずき目魚類を対象動物として承認されている。
諸外国の状況	JECFA におけるリスク評価が行われ、1998 年に ADI が設定されている。国際基準は牛、豚及び鶏に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU において牛、豚及び鶏に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	①毒性学的 ADI : 0.075 mg/kg 体重/day (アジピン酸スピラマイシンとして推定) [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 75 mg/kg 体重/day 安全係数 1000 ②微生物学的 ADI : 0.025 mg/kg 体重/day ③ADI の設定 毒性学的 ADI の推定値が微生物学的 ADI よりも高い値であることから、食品安全委員会は、ADI としては微生物学的 ADI を採用することが適切であると判断した。
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：スピラマイシン I 及びネオスピラマイシン I とする。

	 <p> ネオスピラマイシンⅠ R = H ネオスピラマイシンⅡ R = COCH₃ ネオスピラマイシンⅢ R = COCH₂CH₃ </p>										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="550 761 1396 996"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>24.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>6.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	7.7	幼小児 (1~6 歳)	24.3	妊婦	8.9	高齢者 (65 歳以上)	6.3
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	7.7										
幼小児 (1~6 歳)	24.3										
妊婦	8.9										
高齢者 (65 歳以上)	6.3										
意見聴取の状況	平成 29 年 1 月 24 日に在京大使館への説明を実施 平成 29 年 3 月 1 日~3 月 30 日にパブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準 値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2		
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2		
牛の脂肪	0.3	0.3		0.3		
豚の脂肪	0.3	0.3		0.3		
牛の肝臓	0.6	0.6		0.6		
豚の肝臓	0.6	0.6		0.6		
牛の腎臓	0.3	0.3		0.3		
豚の腎臓	0.3	0.3		0.3		
牛の食用部分	0.6	0.1				(牛の肝臓の基準値参照)
豚の食用部分	0.6	0.1				(豚の肝臓の基準値参照)
乳	0.2	0.2		0.2		
鶏の筋肉	0.2	0.2		0.2		
その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪	0.3	0.3		0.3		
その他の家きんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓	0.6	0.6		0.6		
その他の家きんの肝臓		0.1				
鶏の腎臓	0.8	0.8		0.8		
その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分	0.8	0.1				(鶏の腎臓の基準値参照)
その他の家きんの食用部分		0.1				
魚介類		0.2				
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.2		○			<0.16(n=3)(投与後336時間)

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

スピラマイシン

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.6
豚の肝臓	0.6
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^{注)}	0.6
豚の食用部分	0.6
乳	0.2
鶏の筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.3
鶏の肝臓	0.6
鶏の腎臓	0.8
鶏の食用部分	0.8
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.2

※今回基準値を設定するスピラマイシンとは、スピラマイシン I 及びネオスピラマイシン I をスピラマイシン I 含量に換算したものの和をいう。

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

炭酸カルシウム

審議の対象	食品添加物としての使用基準の改正
経緯	事業者等からの要請により使用基準の改正を行うもの
化学式	CaCO ₃
用途	栄養強化剤、製造用剤（イーストフード、ガムベース、膨張剤）
概要	我が国では、炭酸カルシウムは、昭和32年に添加物として指定され、パン、みそ、菓子、納豆等のカルシウム強化剤等として使用される。
諸外国での状況	<p>(1) JECFAの評価 1965年の第9回会合において、ADIを「not limited (制限しない)」と評価されている。</p> <p>(2) 諸外国の使用状況 コーデックス委員会による添加物の使用基準（食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA））では、一部の食品^{※1}を除き、適正製造規範（GMP）の下で必要量を食品に使用することが認められている。</p> <p>※1 乾燥チーズ及びホエイチーズを除くホエイ製品については、10000 mg/kg とされている。</p> <p>米国では、一般に安全と認められる（GRAS）物質として、食品全般に GMP の下で必要量を食品に使用することが認められている。</p> <p>欧州連合（EU）では、一部の食品^{※2}を除き、GMP の下で必要量を食品に使用することが認められている。</p> <p>※2 ココア及びチョコレート製品については、70000 mg/kg とされている。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	通常の食事以外からのカルシウムの摂取量に関する上限値を 2,000 mg/人/日（カルシウムとして）と設定する。
摂取量の推計	栄養強化剤又は製造用剤として使用される他のカルシウムを含む添加物の推定一日摂取量を踏まえ、カルシウムの推定一日摂取量を、栄養強化剤としての一日摂取量（72.10

	mg/人/日)と製造用剤としての一 日摂取量(639.27 mg/人/日)を合算し、711.37 mg/人/日(カルシウムとして)と推計している。
使用基準案	<p>使用基準を削除する。¹</p> <p>(現行) 炭酸カルシウムは、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養の目的で使用する場合以外は食品に使用してはならない。 炭酸カルシウムの使用量は、カルシウムとして、チューインガムにあっては10%以下、その他の食品にあっては1.0%以下でなければならない。ただし、特別用途表示の許可又は承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
成分規格案	成分規格は既に設定されている。本使用基準改正において変更の必要はない。
意見聴取の状況	<p>パブリックコメントは実施中</p> <p>WTO通報は実施予定</p>
答申案	炭酸カルシウムの添加物としての使用基準については、削除することが適当である。

¹食品安全委員会の評価結果並びにカルシウムを含む添加物である酢酸カルシウム及び酸化カルシウムに使用基準が設けられていないこと等を踏まえ、使用基準を削除する。

酢酸カルシウム及び酸化カルシウムは以下の理由により使用基準が設けられていない。

①昭和25年1月11日付け衛食第7号「飲食物に添加する石灰類の取扱いについて」に示された「栄養上、製造加工調理上、経済上その他の理由によって食品の中に石灰類を混入し、或いは食品の添加物の一部又は全部を石灰類をもってするような傾向にある」状況を踏まえ、「食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養の目的で使用する場合以外は食品に使用してはならない。使用量は、カルシウムとして、食品の1.0%以下でなければならない。」という使用基準が設定されたと考えられるが、近年、このような状況は想定しがたいこと。

②健康栄養調査でのカルシウム摂取状況から、耐容上限量に比べて十分に小さく、健康被害が発生するおそれが低いこと

③Codex規格において、GMPの原則に従い、必要量使用することが許容されていること。

ステアリン酸マグネシウム

審議の対象	食品添加物としての使用基準の改正
経緯	事業者等からの要請により使用基準の改正を行うもの
化学式	ステアリン酸マグネシウム： $\text{Mg}(\text{C}_{18}\text{H}_{35}\text{O}_2)_2$ パルミチン酸マグネシウム： $\text{Mg}(\text{C}_{16}\text{H}_{32}\text{O}_2)_2$
用途	製造用剤（カプセル及び錠剤等の滑沢剤、潤滑剤又は付着防止剤として用いる）
概要	我が国では、ステアリン酸マグネシウムは、平成16年に添加物として指定され、特定保健用食品たるカプセル剤及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル剤及び錠剤の滑沢剤、潤滑剤又は付着防止剤として使用されている。
諸外国での状況	<p>(1) JECFAの評価</p> <p>2015年の第80回会合において、ステアリン酸マグネシウムのADIを「not specified（特定しない）」としている。</p> <p>(2) 諸外国の使用状況</p> <p>米国では、一般に安全と認められる（GRAS）物質として、滑沢剤、離型剤及び加工助剤として使用することが認められている。</p> <p>欧州連合（EU）では、脂肪酸のマグネシウム塩として食品添加物に指定されており、増粘剤として使用されている。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない。
摂取量の推計	添加物としての使用量と摂取回数の推定を踏まえ、カプセル、錠剤等のサプリメントからの推定一日摂取量である240 mg/人/日と、添加物としての使用量と国民健康・栄養調査結果を基に錠剤からの推定一日摂取量である6 mg/人/日を求め、それらの合計として、ステアリン酸マグネシウムの推定一日摂取量を246 mg/人/日（4.46 mg/kg

	<p>体重/日)と推計している。なお、これを踏まえ、ステアリン酸マグネシウム由来のステアリン酸又はマグネシウムの一日摂取量は、それぞれ 237 mg/人/日 (4.30 mg/kg 体重/日)、10.2 mg/人/日 (0.185 mg/kg 体重/日)と推計している。</p>
<p>使用基準案 (下線部が改正箇所)</p>	<p>ステアリン酸マグネシウムは、<u>カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品及び錠薬以外の食品</u>に使用してはならない。</p> <p>(現行) ステアリン酸マグネシウムは、<u>特定保健用食品たるカプセル剤及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル剤及び錠剤以外の食品</u>に使用してはならない。</p>
<p>成分規格案</p>	<p>成分規格は既に設定されている。本使用基準改正において変更の必要はない。</p>
<p>意見聴取の状況</p>	<p>パブリックコメントは実施中 WTO通報は実施予定</p>
<p>答申案</p>	<p>別紙のとおり</p>

答申 (案)

ステアリン酸マグネシウムの添加物としての使用基準については、以下のとおり改正することが適当である。

使用基準 (案)

※下線部が改正箇所

ステアリン酸マグネシウムは、カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品及び錠菓以外の食品に使用してはならない。

清涼飲料水の試験法の改正について

1. 経緯

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の第 1 食品の部 D 各条において規定される「清涼飲料水」は、

- ・ ミネラルウォーター類（「水のみを原料とする清涼飲料水」と定義）
- ・ 冷凍果実飲料
- ・ 原料用果汁
- ・ ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の 4 つに分類され、それぞれ規格基準が定められている。

このうち、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水にあつては、告示の第 1 食品の部 D 各条 清涼飲料水 1（2）3. a において「ヒ素及び鉛を検出するものであってはならない」とされており、ヒ素の試験法としてグットツァイト法及びジエチルジチオカルバミン酸銀法が規定されている。

今般、食品添加物の規格基準の改正により、グットツァイト法については告示の第 2 添加物の部 B 一般試験法の項の 36. ヒ素試験法から削除されることが予定されている。このため、清涼飲料水の規格基準に規定するグットツァイト法を削除することについて、厚生労働大臣より薬事・食品衛生審議会議長宛てに平成 28 年 11 月 21 日付けで諮問され、平成 28 年 11 月 29 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議された。

2. グットツァイト法について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項に基づく食品添加物の規格基準については、告示において、通則、一般試験法、試薬・試液等、成分規格・保存基準、製造基準及び使用基準が定められている。清涼飲料水の規格基準におけるグットツァイト法は、告示の第 2 添加物の部 B 一般試験法の項の 36. ヒ素試験法の目中の装置 A を用いる方法を引用している。

食品添加物の規格基準については、法第 21 条の規定に基づく食品添加物公定書の作成時に見直しが行われているが、平成 27 年 12 月 25 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において、第 9 版食品添加物公定書（案）について報告が行われ、臭化第二水銀紙が使用されているグットツァイト法の

ような有害試薬を用いる一般試験法については、削除されることとなった。第9版食品添加物公定書（案）の一般試験法等の改正について、平成28年6月6日付け厚生労働省発生食0606第6号により、食品安全委員会に対して照会をしたところ、「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる」旨、平成28年6月14日付け府食第386号により通知された。

このため、第9版食品添加物公定書（案）の公布と同時に、告示の第2 添加物の部B 一般試験法の項の36. ヒ素試験法の目中の装置Aを用いるグットツァイト法は削除されることが予定されている。

3. 清涼飲料水における取り扱い

清涼飲料水のヒ素試験法の取り扱いについて、平成28年11月29日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議した結果、清涼飲料水の規格基準に規定するグットツァイト法を削除することが適当であるとの結果を得た。この結果を受け、平成29年2月3日付け厚生労働省発生食0203第2号により、内閣府食品安全委員会に対して照会をしたところ、「試験法の削除による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる」旨、平成29年3月7日付け府食第146号により通知された。

このため、清涼飲料水の規格基準においてもグットツァイト法については削除することが妥当である。

(参考)

これまでの経緯

平成 28 年 11 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会開催

平成 29 年 2 月 3 日 内閣府食品安全委員会へ照会

平成 29 年 3 月 7 日 内閣府食品安全委員会より「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する」旨回答

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
明 石 真 言	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構執行役
浅 見 真 理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
阿 部 郁 朗	東京大学大学院薬学系研究科天然物化学教室教授
◎ 大 前 和 幸	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
小 川 久 美 子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
春 日 文 子	国立研究開発法人 国立環境研究所・特任フェロー
苅 田 香 苗	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
小 西 良 子	麻布大学生命環境科学部食品生命科学科食品衛生学研究室教授
阪 口 雅 弘	麻布大学獣医学部獣医学科微生物第一研究室教授
下 村 吉 治	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
寺 嶋 淳	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
二 村 睦 子	日本生活協同組合連合会組合員活動部長
堀 端 薫	女子栄養大学給食システム研究室准教授

※所属・役職は部会開催時（平成 28 年 11 月 29 日）のもの

※◎部会長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件新旧対照条文
 ○食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 清涼飲料水の成分規格 (1) (略) (2) 個別規格 1. ～2. (略) 3. ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水 a ヒ素及び鉛を検出するものであつてはならない。この場合の ヒ素及び鉛の試験法は、次のとおりとする。 ① (略) ② ヒ素の試験法 ヒ素の試験は、次に掲げるジエチルジチオカルバミン酸銀法 により行う。 a. ～c. (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 清涼飲料水の成分規格 (1) (略) (2) 個別規格 1. ～2. (略) 3. ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水 a ヒ素及び鉛を検出するものであつてはならない。この場合の ヒ素及び鉛の試験法は、次のとおりとする。 ① (略) ② ヒ素の試験法 ヒ素の試験は、イに示すグツトツアイト法又はロに示すジエ チルジチオカルバミン酸銀法により行う。 イ グツトツアイト法 試験溶液3mlを採り、第2 添加物の部B 一般試験法の項の3 6. ヒ素試験法の目次の装置Aを用いる方法により試験を行うと き、その呈色は標準色より濃くしてはならない。ただし、この場 合の標準色は、空試験溶液3mlにヒ素標準液1.2mlを加えた溶液 について試験溶液の場合と同様に操作して作る。 ロ ジエチルジチオカルバミン酸銀法 a. ～c. (略)</p> <p>(略)</p>